

特定非営利活動法人 化学物質過敏症支援センター  
事務局長 網代太郎 様

福島県健康衛生領域環境衛生グループ参事



保健所におけるシックハウス対策に関する要望書について（回答）

平成16年1月19日付けで要望のありましたこのことにつきましては、下記のとおり取り組んでいるところであります。

また、この他にも各担当部局においても取り組みがなされており、定期的な情報交換に努めております。

なお、化学物質過敏症やシックハウス症候群については、未解明な事案が多く対応に苦慮しているところですが、今後とも対策の推進に努めてまいりますので、御理解と御協力をお願いします。

記

- 1 保健所では鋭意情報収集に努めておりますが、全職員を対象とした研修等は行っておりません。なお、担当職員の知識の向上等につきましては、研修会への派遣・派遣者からの伝達研修等により専門的な知識の習得に努めています。
- 2 公共施設（学校を含む）について
  - (1) 建設・管理担当職員の知識の向上等につきましては、必要に応じた情報提供をしております。
  - (2) 濃度測定等につきましては、VOC放散量の少ない建材を使用するとともに、施行完了後に実施しております。  
また、県立学校では全校の室内空気質濃度を測定し、結果に応じて対策を講じております。
  - (3) 禁煙化につきましては、健康増進法が施行されたことをうけて、受動喫煙に関する健康被害の啓発により、分煙、全面禁煙等が促進されております。
- 3 児童生徒の発症予防につきましては、教育庁において、発症予防対策がとられており、必要に応じて情報交換しております。
- 4 発症者に対する建築・土木工事対策につきましては、設計、施工等においてVOC放散量の少ない建材が使用されるよう努めております。しかしながら、発症者の化学物質等への感受性が多岐にわたり、個別具体的な対応が必要と思われることから、画一的な対応は難しく、また、発症者の把握や避難場所の確保は困難と考えます。
- 5 発症者の就労対策につきましては、発症者の就業制限条件が多岐にわたると考えられるため個別の対策を取ることは困難と考えます。また、生活保護につきましては、現行制度により対応されております。
- 6 発症者の年齢別健康診断等の公共サービスにつきましては、発症者の化学物質等への感受性が多岐にわたり、個別具体的な対応が必要と思われることから、画一的な実施場所の対応は困難と考えます。
- 7 身近な医療機関での受診につきましては、化学物質過敏症等のメカニズムの解明等医療分野での技術革新により促進されると考えます。
- 8 発症者の周辺住民への啓発につきましては、発症者の化学物質等への感受性は多岐にわたり、画一的な対応がとれないため、実施場所での対応は困難と考えます。  
また、個人情報保護の観点から患者情報を周辺住民に啓発することはできないばかりでなく、発症原因の因果関係が不明確な事例について、周辺住民の生活を制限することは困難と考えます。
- 9 市民への啓発につきましては、パンフレットの配布やメディアを活用した広報、懇談会等での情報提供により啓発に努めております。  
なお、他部局主催により市民向け講習会は既に実施されております。